

説明書

委託業務名	鍋島焼 献上の歩み展（佐賀）運営・広報等委託業務		
履行期間	契約締結日から 令和 8 年 3 月 31 日（火）	履行場所	委託者が指定する場所
契約上限額	4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）		
説明会申込 期限	令和 7 年 10 月 30 日（木） 午後 5 時	説明会	令和 7 年 11 月 4 日（火） 午前 10 時
仕様書等 に対する質問 提出期限	令和 7 年 11 月 5 日（水） 午後 1 時	参加資格確認申請 書提出期限	令和 7 年 11 月 6 日（木） 午後 5 時
提案書提出 期限	令和 7 年 11 月 17 日（月） 午後 5 時	審査会（予定）	令和 7 年 11 月 19 日（水）
最優秀提案 者の決定	令和 7 年 11 月 27 日（木）（予定）		

1 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- イ 実績書（様式第 2 号）
- ウ 会社概要（パンフレットで可）
- エ 誓約書（様式第 3 号）

- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第 4 号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。（提出の翌営業日までに受け取り完了の返信がない場合は、電話等で確認を行うこと。）
- (2) 質問者に対して、令和 7 年 11 月 6 日（木）までに電子メールにより回答する。なお、質問応答の内容は必要に応じて県ホームページに掲載する。

3 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類

- ア 表紙（様式第 5 号） 1 部

イ 提案書（任意様式） 6 部

本業務の実施スケジュールを明示すること。

業務の実施体制及び類似事業の実績を記載すること。

ウ 見積書（任意様式） 6 部

住所、氏名（法人にあっては商号又は名称、代表者職名、代表者氏名）を必ず記載すること。

- (2) 類似事業の実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
 - (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - (5) 提出は持参又は郵送による。
 - (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- 注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を別表「審査基準」に従い審査し、審査会において、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、協議の上、審査会長が決定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 企画に際しては、委託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とのトラブルが生じないようにすること。
- (5) 企画コンペの質問は、9 の問い合わせ先にて電子メールで受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (6) 当該企画コンペ参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 9 の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届（様式第 6 号）を提出すること。

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 業務委託仕様書
- (4) 様式第 1 号～様式第 6 号
- (5) 契約書（案）

担当課	佐賀県 産業労働部 流通・貿易課 伝統産業支援室
所在地	郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7095
ファックス番号	0952-25-7307
電子メールアドレス	ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp